

# 周南市医療と介護の連携セミナー

「高齢者の在宅生活を支援するためにそれぞれの立場でできること」  
～医療と介護の連携で目指すもの～

周南東部地域包括支援センター  
主任ケアマネジャー 上野和禎



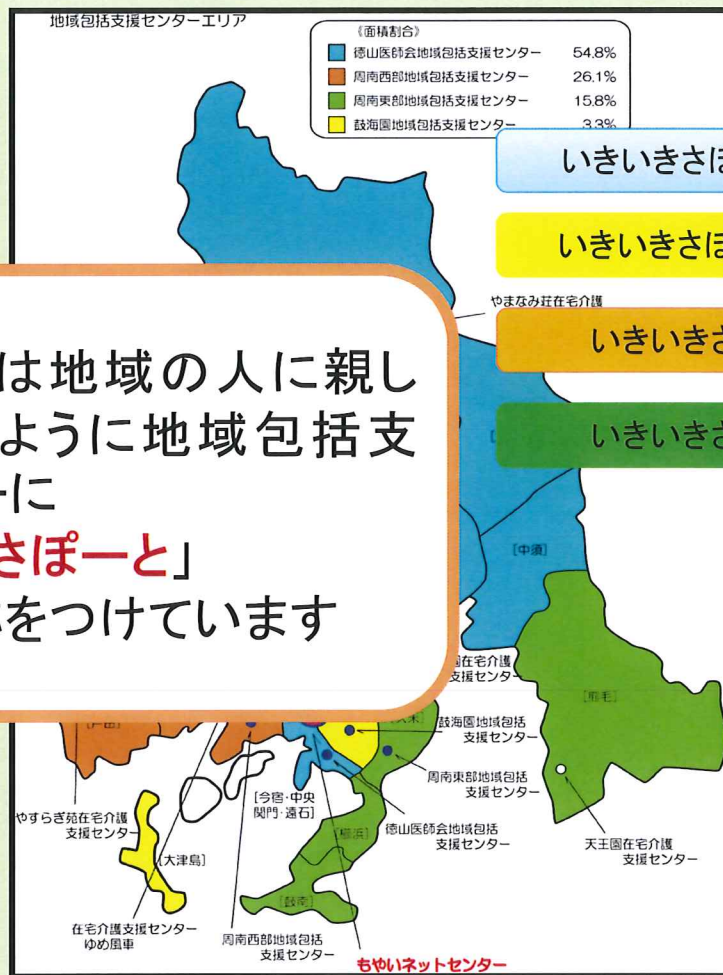
## 地域包括支援センターとは

- 市町村または市町村から委託された法人が運営し、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員が必ず配置される。介護予防の拠点として、高齢者本人や家族からの相談に対応し、**介護、福祉、医療、権利擁護など必要な支援が継続的に提供されるように調整する。**平成18年(2006)4月に改正・施行された**介護保険法に基づいて創設された**機関。

高齢者の総合的な相談の窓口







周南市では地域の人に親しみやすいように地域包括支援センターに「いきいきさぽーと」という愛称をつけています

# 地域包括ケアシステム構築における地域包括支援センターの役割

## 【地域包括ケア】

ひとりひとりの高齢者を自助・互助・共助・公助の組み合わせにより地域で包括的に支えること

## 【地域包括ケアシステム】

上記のようなケアの提供を可能とする地域のしくみや体制

地域包括支援センターが中核機関となる



# 地域包括ケアシステムのイメージ



地域の自主性や主体性に基づき  
地域の特性に応じて作り上げていくことが必要

## 地域包括ケアシステム構築における 地域包括支援センターの役割

### 【介護保険法第115条の46】

5 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員法(昭和23年法律第198号)に定める民生委員、高齢者の日常生活お支援に関する活動に携わるボランティアその他の関係者との連携に努めなければならない。

多職種協働のための  
地域ケア会議の開催



# 地域ケア会議の目的

1. 個別ケースの支援内容の検討を通じた、
  - i. 地域の介護支援専門員の、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援
  - ii. 高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワーク
  - iii. 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握
2. その他地域の実情に応じて必要と認められる事項



# 地域ケア会議で検討するケース

- ① 支援者が困難を感じているケース
- ② 支援が自立を阻害していると考えられるケース
- ③ 支援が必要だと判断されるがサービスにつながっていないケース
- ④ 権利擁護が必要なケース
- ⑤ 地域課題に関するケース



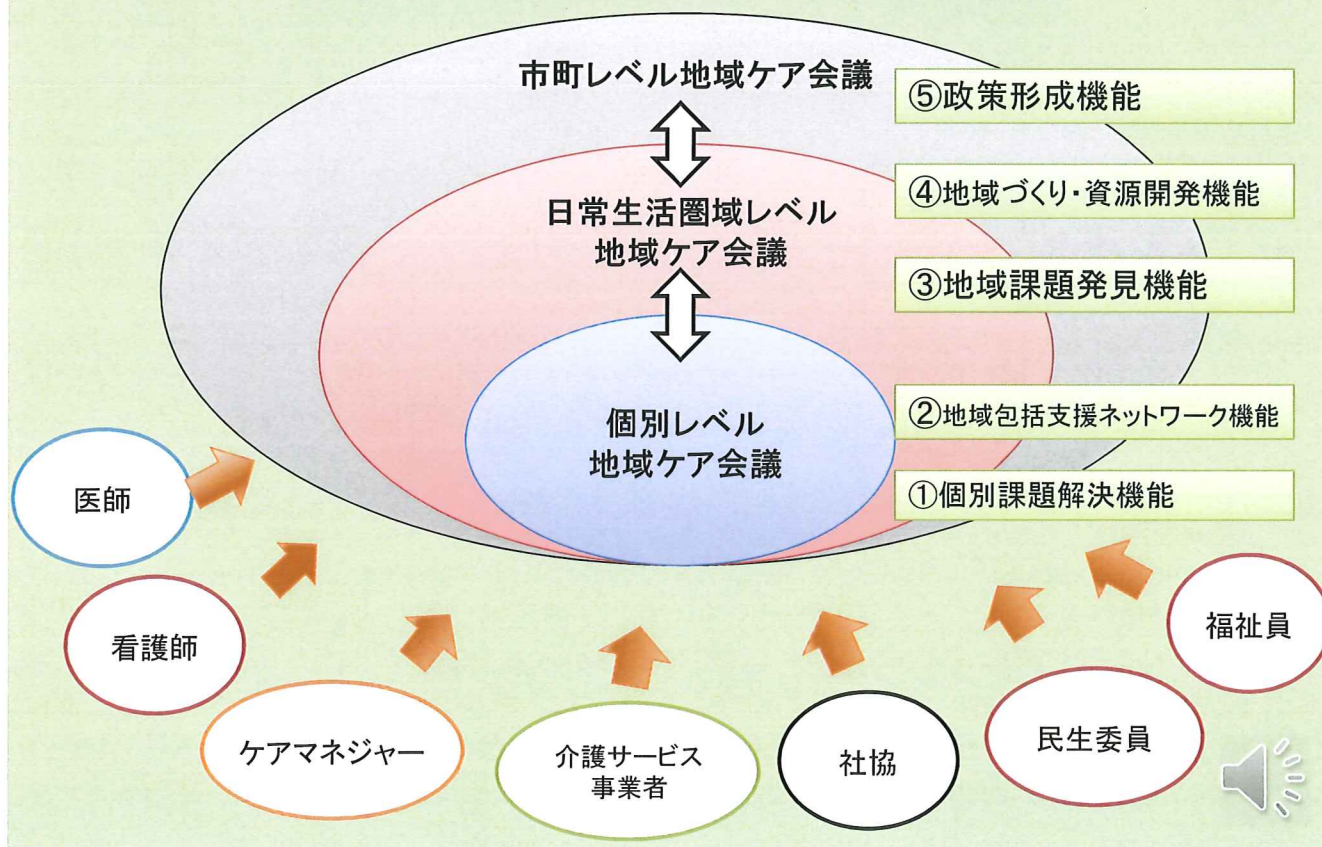


# 地域ケア会議の構成員

「会議の目的に応じ、行政職員、地域包括支援センター職員、ケアマネジャー、**介護サービス事業者**、**保健医療関係者**、民生委員、住民組織等の中から、必要に応じて出席者を調整する」とされている。

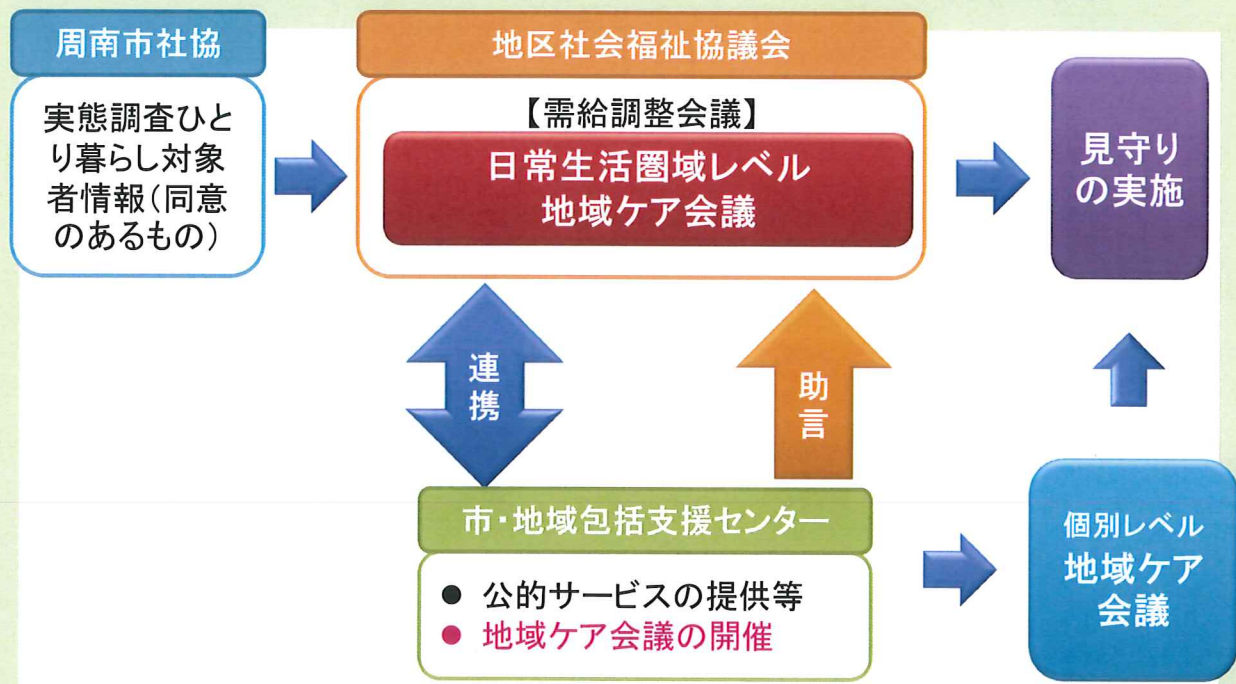


市町・地域包括支援センターが主催





# 周南市小地域見守りネットワークと 地域包括支援センターとの連携



だれもが「**ここで暮らしたい**」  
と思えるまちづくりを  
一緒にしていきませんか？

ご清聴ありがとうございました